

道指定舞鶴遊水地鳥獣保護区

指定計画書（案）

令和 2 年（2020年） 7 月 28 日

北 海 道

## 1 保護に関する指針等

### (1) 道指定鳥獣保護区の名称

舞鶴遊水地鳥獣保護区

### (2) 道指定鳥獣保護区の区域

夕張郡長沼町に所在する舞鶴遊水地（夕張郡長沼町字馬追原野1395番22、1395番25、1395番113、1396番88、4831番2、4846番2、4847番、4855番、4860番、4861番、4864番2、4872番2、4873番から4880番、4882番1から3、4883番、4884番2、4885番2、4886番から4889番、4890番2、4891番、4895番、4898番、4916番2、4930番、4932番2、4934番から4936番、4937番1、4940番1、3、4953番2、4956番、4958番、4980番2、4981番から4983番、4984番2、4988番、4990番、4991番2、4992番2、4993番2、4994番、4996番2、4997番から4999番、5001番、5002番、5003番1、2、5006番2、5008番1、5010番、5011番、5013番から5017番、5022番2、5024番から5026番、5028番、5030番、5032番、5035番2、5037番から5042番、5044番、5047番2、5049番から5053番、5056番2、5057番、5059番2、5060番から5064番、5067番3、4、5069番1、2、4、5070番1、2、5074番、5076番から5079番、5081番、5083番、5084番、5087番、5094番から5096番、5098番、5099番、5102番、5105番、5108番、5110番から5112番、5114番から5116番、5118番、5119番、5121番から5123番、5125番、5128番から5130番、5133番、5135番1から3、5137番1から3、5140番、5142番1、5541番3、4、5542番、5543番2、5544番から5548番、5549番1から3、5550番から5558番、5559番1から3、5569番1、2、5570番1、2、5571番1、2、5572番、5573番1から3、5574番1から3、5575番1、2、5576番1、2、5577番1、2、5578番1、2、5579番1、2、5580番、5581番1から3、5582番1、2、5583番1、2、5584番1、2、5585番から5588番、5589番1、2、5590番1、2、5591番1、2、5592番1、2、5593番1、2、5594番1、2、5595番、5596番3、5600番1から3、5601番1、2、5602番1、2、5603番1、2、5604番1、2、5605番1から3、5606番3から5、5607番から5610番、5611番1、2、5612番1から3、5613番から5617番、5618番1、2、5619番1、2、5620番から5622番、5623番1から3、5624番1、2、5625番1、2、5626番1、2、5627番1、2、5628番1、2、5629番1、2、5630番1、2、5631番3、5632番1、2、5633番1から3、5634番1、2、5635番1、2、5636番1、2、5637番1、9379番、9380番、9384番、9388番）の区域

### (3) 道指定鳥獣保護区の存続期間

令和2年（2020年）10月1日から令和22年（2040年）9月30日まで（20年間）

### (4) 道指定鳥獣保護区の保護に関する指針

#### ① 道指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

## ② 道指定鳥獣保護区の指定目的

舞鶴遊水地鳥獣保護区は、空知総合振興局管内長沼町南西端に位置し、千歳川の治水対策として整備され、平成27年度から供用を開始した遊水地である。敷地内の広大な面積や自然環境を活かし、平時は採草地、環境学習、バードウォッチングなどの利活用が行われている。

当該区域は春と秋の渡りの時期には多くのガン・カモ類が飛来するほか、夏期にはサギ類をはじめとし、一年を通じて多くの野鳥の生息地となっている。

特に、タンチョウについては平成30年度と令和元年度の2年連続の越冬に続き、令和2年にはヒナが誕生し、管内で初めての繁殖地となった。

このため、道央における貴重なタンチョウ繁殖地として、加えて多くの野鳥の生息域として重要であることから鳥獣保護区に指定し、これらの鳥獣の保護を図る。

### 管理方針

- ・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状況を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図れるよう適切な管理に努める。
- ・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

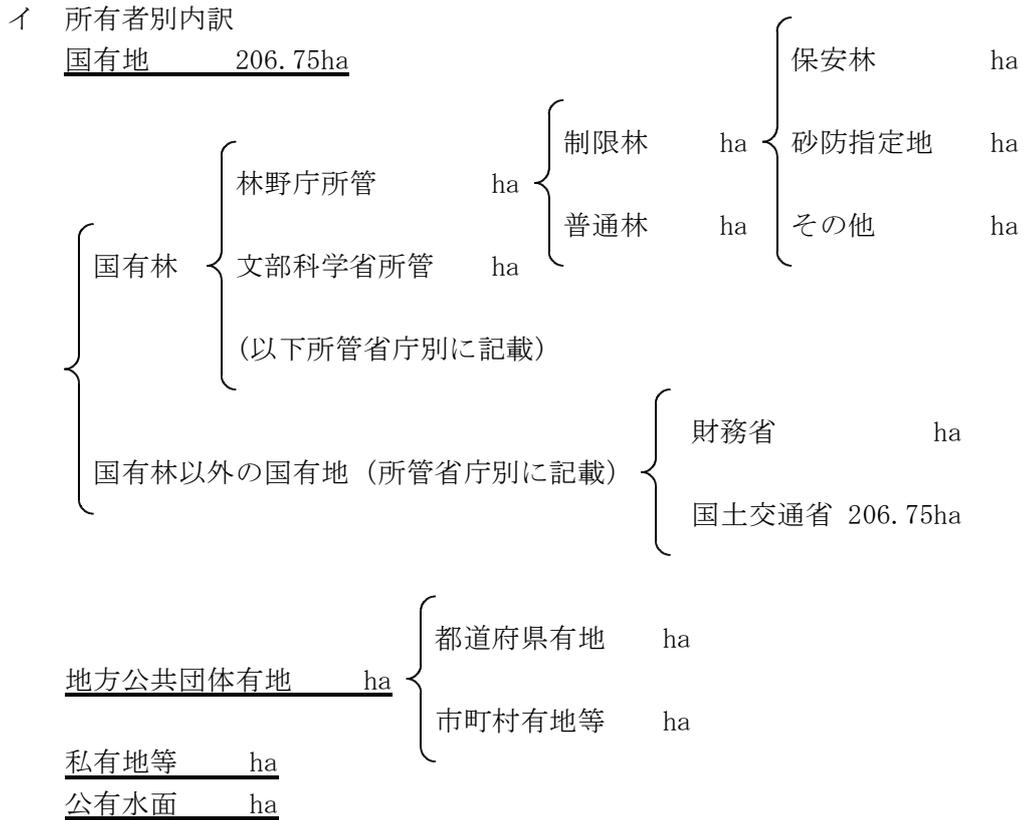
## 2 道指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 207ha

### 内訳

#### ア 形態別内訳

林 野	129.84ha
農耕地	56.99ha
水 面	ha
その他	19.92ha



ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 (ha)	地種区分 (特別保護地区、特別地域等)	面積 (ha)
河川法 (石狩川水系)	207	1級河川	207

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 道指定鳥獣保護区の位置

夕張郡長沼町に所在し、道東自動車道千歳東ICより北約5kmに位置する。道央圏連絡道路の西側にあり、南側は嶮淵川河川区域と接している。

イ 地形、地質等

田園地帯にある四方を人工の堤で囲まれた遊水地であり、遊水地内は主に湿原、水域、草地、樹林（防風林）の4つの環境から構成されており、東側からは幌内側が流入し、地内のほぼ中央部から流出する南9号川は千歳川に合流している。

ウ 植生の概要

令和元年(2019年)度の調査では262種の植物が確認されており、ミズアオイやヤナギタウコギなどの希少種に加え、ガマやフトイ、マコモなどの湿性植物群落の中にはヨシ原があり湿地性鳥類に良好な環境となっている。

エ 動物相の概要

ヨシ原ではタンチョウの繁殖が越冬とともに確認されている。またオジロワシが周年でオオワシは各期に確認されている他、春と秋の渡りの時期にはマガンをはじめとする多くのガン・カモ類が飛来するなど多種多様な鳥獣が多数生息する。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況（当該区域を含む長沼町の被害状況）

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	H29年度	H30年度	R1年度 (H31) 概	
アライグマ	防除計画による捕獲			スイートコーン、小豆、大豆、水稻、スイカ
エゾシカ	3	3	2	水稻、牧草、小豆、大豆、スイートコーン

4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に道が鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、道が通常生ずべき損失を補償をする。

5 道指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

- (1) 鳥獣保護区用制札 5本
- (2) 案内板 1基

6 指定計画書添付書類

- (1) 道指定鳥獣保護区位置図並びに区域図
- (2) 道指定鳥獣保護区面積内訳表（別紙1）
- (3) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙2）
- (4) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙3）
- (5) 農業振興地域との調整調書（別紙4）